

第75号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名称及び数量 | タブレット等 663台分 |
| 2 | 購入金額 | 金47,404,500円 |
| 3 | 購入先 | 大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号
株式会社ライオン事務器 大阪本店
大阪本店長 稲田隆史 |
| 4 | 購入方法 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約 |

財産の取得について

- 1 名称及び数量 タブレット等 663台分
- 2 購入金額 金47,404,500円
- 3 購入先 大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号
株式会社ライオン事務器 大阪本店
大阪本店長 稲田隆史
- 4 購入方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
- 5 契約概要 亀岡市立小学校及び義務教育学校における1年生用タブレット（iPad）等を663台分購入する。